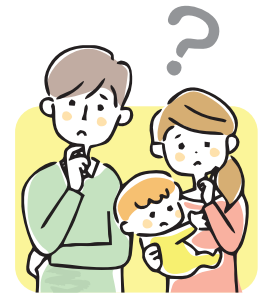


「リフィル処方箋」をご存じですか？

「リフィル処方箋」とは、一定期間内に処方箋を繰り返し使用することができる仕組みです。高血圧や糖尿病、アトピー性皮膚炎など、長期にわたり同じ薬を服用されている方について、通院にかかる負担軽減のために、令和4年4月から開始されました。医師および薬剤師の適切な連携の下、同じ処方箋を3回まで使用することができます。(ただし、新薬や向精神薬、湿布薬など一部のお薬は処方できません。)



対象となる方	・症状が安定している
	・同じ薬を長期間服用している
	・医師がリフィル処方箋を使っても大丈夫と判断している
使用するメリット	・薬をもらうための通院が減らせる(再診料・処方箋料などが節約できる)
	・通院のための移動時間や待ち時間が節約できる
	・通院に伴うリスク(新型コロナ感染など)を減らせる
リフィル処方箋活用の留意点	・リフィル処方箋は患者さん自身で保管します。失くさないように注意しましょう。
	・リフィル処方箋には次回の調剤予定日(薬を受け取る日)が記入されます。忘れずに薬局で薬を受け取るようにしましょう。
	・リフィル処方箋を使って2回目・3回目に薬局で薬を受け取る際、症状の変化、気になるところなどがあれば薬剤師にご相談ください。

※リフィル処方箋は、医師側から提案する場合と患者側から希望する場合があります。希望する場合は医師に相談してみましょう。

※薬剤師は医師と連携しており、必要な場合は受診を勧められることがあります。また、症状の変化が気になるなどで患者さん自身が希望する場合は、リフィル処方箋による投薬期間中でも病院等を受診できます。

